

2025 年度 資格認定更新申請要項

はじめに

日本クリニカルパス学会資格認定制度規則に基づき、2025 年度のパス認定士、パス指導者、パス上級指導者更新の認定を行います。

申請資格（要件）

1. パス認定士の資格を申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必須とします。

(1) 日本クリニカルパス学会の個人会員であること

法人会員である施設に所属する職員であっても、個人会員である必要があります。

(2) 5 年間（2020 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）に、クリニカルパス関連の学会発表を筆頭演者として 1 回以上していること

発表の形式（口演・ポスター等）は問いませんが、パス展示は認めません。共同演者は認めません。クリニカルパス関連の学会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術総会・集会・大会（以下学術集会）や地方会等を含みます。日本クリニカルパス学会学術集会における発表はすべてクリニカルパス関連と認めますが、他学会の学術集会や地方会における発表は明らかにクリニカルパス関連であることがわかる内容であるものに限り、そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがあります。

(3) 5 年間（2020 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）に、日本クリニカルパス学会学術集会に 1 回以上参加していること

(4) 5 年間（2020 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）に、資格認定のための教育研修を 30 単位以上取得していること

1 回の日本クリニカルパス学会学術集会参加をもって 5 単位と振り替えることができます。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めません。他学会の学術集会や地方会等参加は、振り替えられません。

また、教育研修のほか、学会発表・座長、論文・教育セミナー等の参加・座長・講師についても、下記のとおり単位を付与いたします。

① 学会発表：1 演題につき 2 単位（筆頭演者あるいは共同演者）

② 学会発表座長：1 セッションにつき 2 単位

③ 論文：1 編につき 2 単位（筆頭著者あるいは共著者）

④ 教育セミナー等の参加・座長・講師：原則、講義 1 時間 1 単位、実技 2 時間 1 単位

2. パス指導者の資格を申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必須とします。

(1) 日本クリニカルパス学会の個人会員であること

法人会員である施設に所属する職員であっても、個人会員である必要があります。

(2) 5 年間（2020 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）に、クリニカルパス関連の学会発表を筆頭演者または共同演者として 1 回以上していること

発表の形式（口演・ポスター等）は問いませんが、パス展示は認めません。クリニカルパス関連の学会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術総会・集会・大会

(以下学術集会) や地方会等を含みます。日本クリニカルパス学会学術集会における発表はすべてクリニカルパス関連と認めますが、他学会の学術集会や地方会における発表は明らかにクリニカルパス関連であることがわかる内容であるものに限ります。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがあります。

- (3) 5年間(2020年4月1日～2025年3月31日)に、日本クリニカルパス学会学術集会に1回以上参加していること
- (4) 5年間(2020年4月1日～2025年3月31日)に、資格認定のための教育研修を30単位以上取得していること

1回の日本クリニカルパス学会学術集会参加をもって5単位と振り替えることができます。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めません。他学会の学術集会や地方会等参加は、振り替えられません。

また、教育研修のほか、学会発表・座長、論文・教育セミナー等の参加・座長・講師についても、下記のとおり単位を付与いたします。

- ① 学会発表：1演題につき2単位(筆頭演者あるいは共同演者)
- ② 学会発表座長：1セッションにつき2単位
- ③ 論文：1編につき2単位(筆頭著者あるいは共著者)
- ④ 教育セミナー等の参加・座長・講師：原則、講義1時間1単位、実技2時間1単位

3. パス上級指導者の資格を申請する者は、以下のすべての条件を満たしていることを必須とします。

- (1) 日本クリニカルパス学会の個人会員であること

法人会員である施設に所属する職員であっても、個人会員である必要があります。

- (2) 5年間(2020年4月1日～2025年3月31日)に、クリニカルパス関連の学会発表を筆頭演者あるいは共同演者として1回以上していること

発表の形式(口演・ポスター等)は問いませんが、パス展示は認めません。クリニカルパス関連の学会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術総会・集会・大会(以下学術集会)や地方会等を含みます。日本クリニカルパス学会学術集会における発表はすべてクリニカルパス関連と認めますが、他学会の学術集会や地方会における発表は明らかにクリニカルパス関連であることがわかる内容であるものに限ります。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがあります。

- (3) 5年間(2020年4月1日～2025年3月31日)に、日本クリニカルパス学会学術集会に1回以上参加していること
- (4) 5年間(2020年4月1日～2025年3月31日)に、資格認定のための教育研修を30単位以上取得していること

1回の日本クリニカルパス学会学術集会参加をもって5単位と振り替えることができます。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めません。他学会の学術集会や地方会等参加は、振り替えられません。

また、教育研修のほか、学会発表・座長、論文・教育セミナー等の参加・座長・講師についても、下記のとおり単位を付与いたします。

- ① 学会発表：1演題につき2単位(筆頭演者あるいは共同演者)
- ② 学会発表座長：1セッションにつき2単位

- ③ 論文：1編につき2単位（筆頭著者あるいは共著者）
- ④ 教育セミナー等の参加・座長・講師：原則、講義1時間1単位、実技2時間1単位

申請の手続き

1. 申請書類の入手

申請書類は2025年1月31日（金）以降ダウンロードが可能になります。申請者は各自でA4用紙に印刷してください。紙に印刷した申請書類の配布は行いません。

2. 申請書類の作成

別紙「申請書類作成の手引き」に従って作成してください。

3. 更新審査料の納付

5,000円を下記の振り込み先に振り込んでください。更新審査料はパス認定士・パス指導者・パス上級指導者とも同額です。振り込み手数料は各自でご負担ください。一旦振り込まれた更新審査料は、いかなる理由があろうとも返金いたしません。

振り込み先：ゆうちょ銀行 〇一八店（ゼロイチハチ）普通預金 9230589

一般社団法人日本クリニカルパス学会「シャ）ニホンクリニカルパスガッカイ」

4. 申請書の送信

申請書（様式4）は、データで作成するか、手書きで作成した場合はPDF形式に電子化し、下記のアドレスに送信してください。その際、タイトルは【認定更新申請「認定士」（会員番号）】、【認定更新申請「指導者」（会員番号）】のように記載し、メール本文にも必ず会員番号とお名前ならびに申請書類提出予定日を記載してください。

アドレス：nintei@jscp.gr.jp

5. 申請書類の提出

申請書類は申請書（様式4）ならびに必要な書類をまとめて、審査料振り込みが確認できるもののコピー、チェックシートとともに、2025年4月1日（火）から5月13日（火）（当日消印有効）までに下記の宛先に、レターパック、特定記録または簡易書留にて郵送してください。郵送料は各自でご負担ください。

宛先：〒104-0033 東京都中央区新川一丁目28番23号

東京ダイヤビルディング5号館9階（株）エム・シー・アイ内

一般社団法人日本クリニカルパス学会 資格認定委員会

申請書類の審査

1. 申請の受付

申請書類（添付書類含む）の提出、審査料の入金を確認し、申請を受け付けます。2025年5月22日（木）までに申請書類の送信元宛てに受付のメールを返信します。返信がない場合は、日本クリニカルパス学会事務局までお問い合わせください。

2. 申請書類の審査

日本クリニカルパス学会資格認定委員会で厳正に審査し、書類審査に合格した者は、日本クリニカルパス学会理事会に諮ります。

結果の発表等

認定された者は2025年10月10日（金）に学会ホームページ上に発表し、第25回日本クリニカルパス学会学術集会場に貼り出します。登録料はいただきません。認定証（更新用）は、学術集会終了後に申請書に記載された送付先に送付します。不合格者には、学術集会以降に審査結果を申請書に記載された送付先に送付します。